

【目次】

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

---

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

---

■公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得の非課税の特例について

個人が、土地、建物などの財産を法人に寄附した場合、寄附であっても、寄附時の時価で資産の譲渡があったものとみなして、その値上がり益（時価と取得額の差額）に対してみなし譲渡所得税が課税されます。

一方、これらの財産を公益法人等に寄附した場合、一定の承認要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けた寄附については、みなし譲渡所得税等が免除される特例が措置されています。

この非課税制度には、「一般特例」と「承認特例」の2つの制度があり、それぞれ対象となる法人の種類や承認要件などが異なります。

「一般特例」は、公益法人等に財産を寄附した場合において、その寄附が公益の増進に著しく寄与することなどの要件を満たすものとして非課税承認を受けたときに、その寄附に対する所得税を非課税とする制度です。

「承認特例」は、承認特例対象法人（一般特例の対象となる公益法人等のうち一定のもの）に財産を寄附した場合において、寄附をした人が寄附を受けた法人の役員等に該当しないことなどの要件を満たすものとして非課税承認を受けたときに、その寄附に対する所得税を非課税とする制度です。

下記の URL にて関係資料を公表しておりますので、是非ご覧ください。

○ 公益法人 information

- ・公益社団法人・公益財団法人に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認～証明申請等の手引き～
- ・基金明細書の様式雛形

<https://www.koeki-info.go.jp/administration/index.html>

=====  
このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。  
◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから  
<https://www.koeki-info.go.jp/other/mailmagazine.html>  
=====

[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 12 階

TEL:03-5403-9586

Mail:koueki-seminar.s8h/アットマーク/cao.go.jp

送信の際は「/アットマーク/」を「@」に置き換えてください。

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information>

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>  
=====

COPYRIGHT(C)2022 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。